

糸満市一般廃棄物処理基本計画 概要版

計画期間:2024 年度～2033 年度

2024 年（令和 6 年）3 月

■一般廃棄物処理基本計画の概要（計画書の 1～5 ページ）

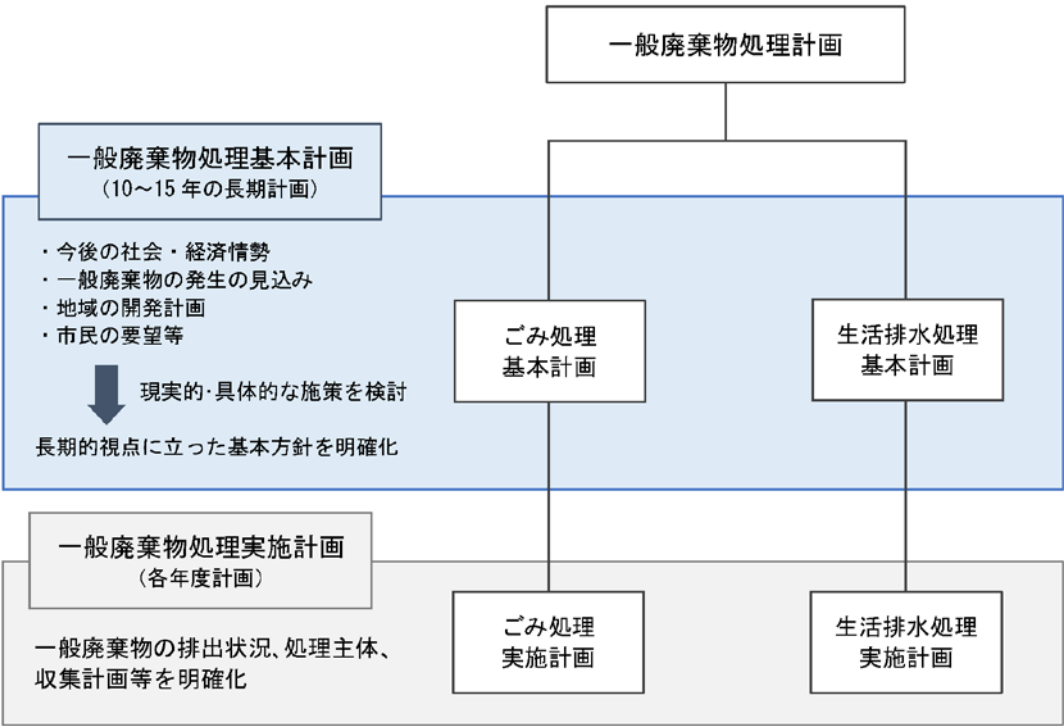
糸満市では、市民及び事業者との協働のもと、循環型社会の構築に取り組んできました。それにもかかわらず、これまでごみは増加傾向にあり、また、リサイクル率はほぼ一定で推移しており、前計画ではその目標を達成できていませんでした。

そのようなことから、これまでの施策を確実に実施し、また、取組の見直しや強化、新たな施策への取組などが必要となっています。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
				基本計画の改定 (中間見直し)					基本計画の目標年度

基本計画の目標年度

糸満市一般廃棄物処理基本計画は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間の長期計画であり、市のごみの減量やリサイクル、適正な処理・処分、生活排水の適正な処理などを定めた計画となっています。

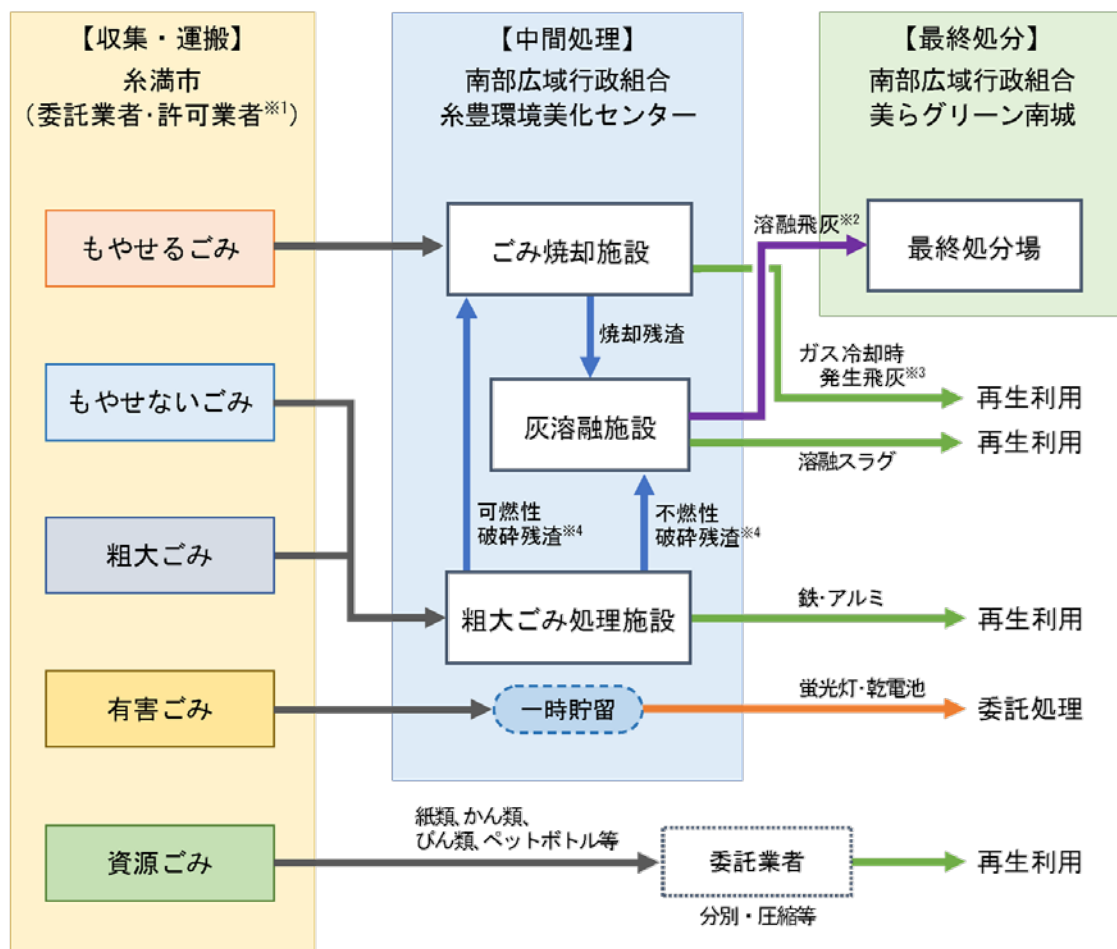


一般廃棄物処理基本計画の構成

■糸満市のごみ処理（計画書の9～15ページ）

糸満市のごみ処理のフローは以下のとおりとなっています。

ごみの収集と運搬は、市の委託業者や許可業者によって行っていて、ごみ処理（焼却処理、破碎処理、選別処理、最終処分など）は南部広域行政組合で行っています。また、資源ごみの分別処理や圧縮処理、再生利用は民間の委託業者によって行っています。

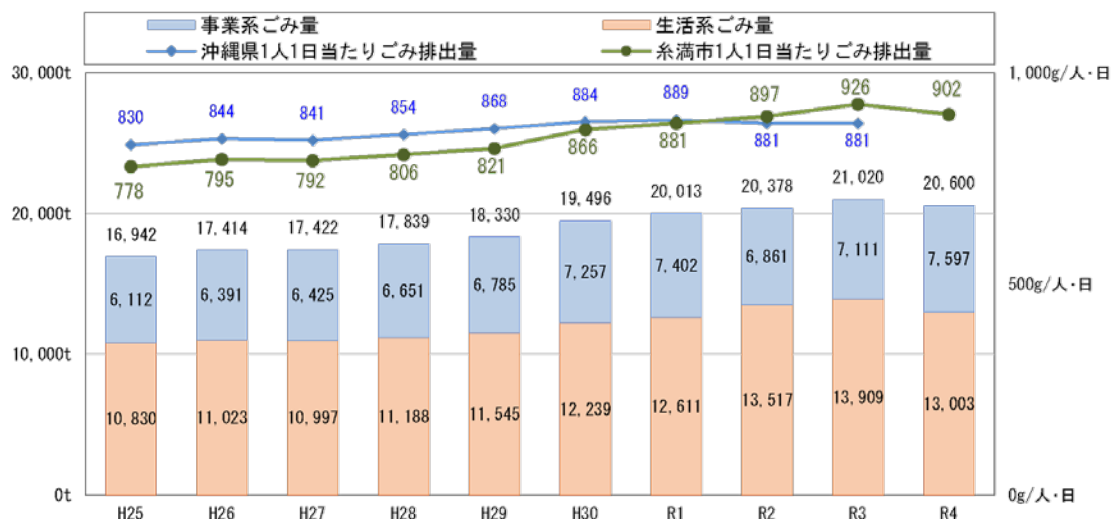


糸豊環境美化センター
（ごみ焼却施設等）



美らグリーン南城
（最終処分場）

糸満市のごみ量は、平成 25 年度以降、毎年のように増加していましたが、令和 4 年度に減少が見られました。しかし、市民 1 人が 1 日当たりに出すごみ量は 900 グラムを超えていて、沖縄県全体の平均値を上回っている状態にあります。



糸満市のごみ量の推移

■ごみ処理の基本方針 (計画書の 7 ページ)

市のごみ処理の基本方針を以下のように定めます。

市ではごみは可能な限り減らし、リサイクルを推進し、リサイクルができないごみについては適正な処理を行っていきます。また、これらの取組を市民や事業者適切に情報発信し、三者の協働のもとに進めて行くものとします。

糸満市のごみ処理に関する基本方針

- ①ごみの排出抑制の推進
- ②再生利用 (リサイクル) 率の向上
- ③ごみの適正処理
- ④普及・啓発の推進



■ごみを減らすためのいろいろな工夫

●生ごみの水切り

生ごみには多くの水分が含まれていて、水切りをすることによって、ごみの量が減らせたり、臭いが出にくくなったりします。



●消費活動でのごみを減らす工夫

・マイバッグやマイカゴの利用

・割り箸や紙コップなどの使い捨て製品を使わない



・ものを大事に使用する(修理して長く使う)

・レンタル品やリース品を活用する

・環境にやさしい製品を購入する(グリーン購入)



●食品ロスを減らす工夫

・賞味・消費期限を正しく理解し、
適量を購入する

・食べ残しや作りすぎがないように



■ごみを再使用・再生利用するために

・ごみのきちんと分別しよう



雑紙も資源化できます！

・生ごみや落ち葉でコンポスト化に挑戦してみよう



・資源ごみの店頭回収を利用しよう



・リサイクルショップの活用



●ごみ分別アプリの「さんあ〜る」が便利です！



●ごみの分け方・出し方ハンドブックも！

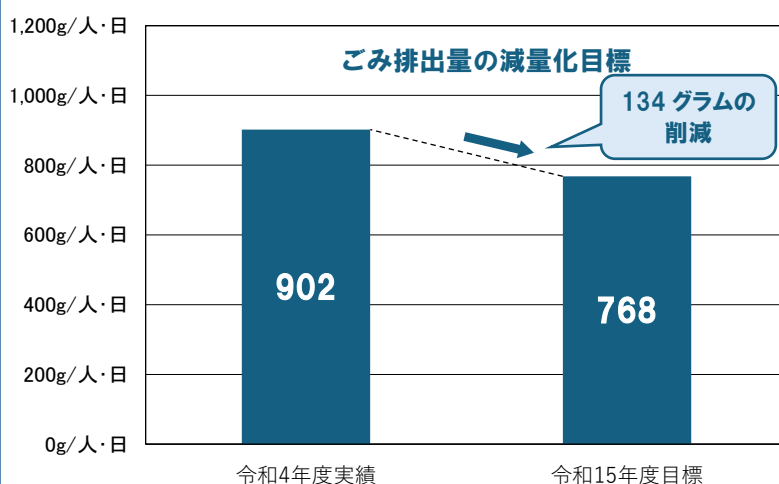


■ごみ減量化の目標（計画書の 50～51 ページ）

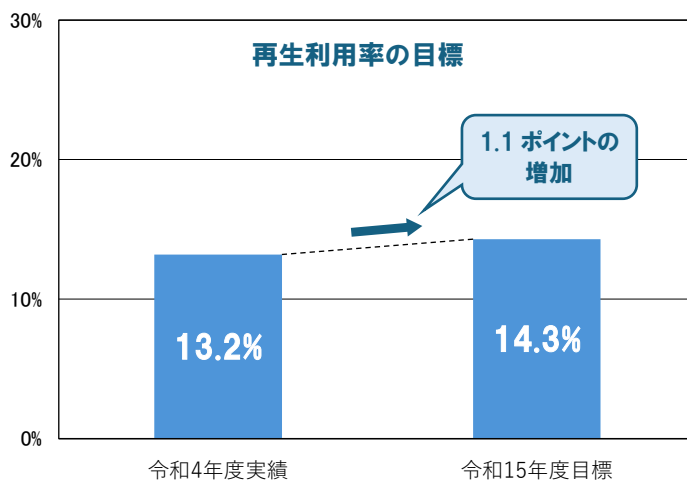
糸満市のごみ減量化目標値

	令和 4 年度 実績値	【目標の考え方】	令和 15 年度 目標値	備考
ごみ排出量	902 g/人・日 (20,600 トン/年)	H30 組合実績 798g/人・日 から R12 に 2.5%減 R12 以降は R15 までに さらに 10g の減量	768 g/人・日 (18,045 トン/年)	R4 実績 R15 目標 生活系: 569 → 488 g/人・日 事業系: 333 → 280 g/人・日 (資源化: 119 → 110 g/人・日)
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	529 g/人・日	排出量・再生利用 の目標より算定	449 g/人・日	—
再生利用率	13.2 %	H30 沖縄県全体のリサ イクル率(13.8%)以上	14.3 %	—
最終処分量	3.9 %	現状維持	3.9 %	—

※ 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口（外国人を含む）÷ 365 日



糸満市のごみ処理を行っている南部広域行政組合のごみの減量化目標に準じて、1 人 1 日当たりごみ量を令和 12 年度までに 778 グラムまで削減し、さらに令和 15 年度までに 768 グラムまで削減することを目標とします。



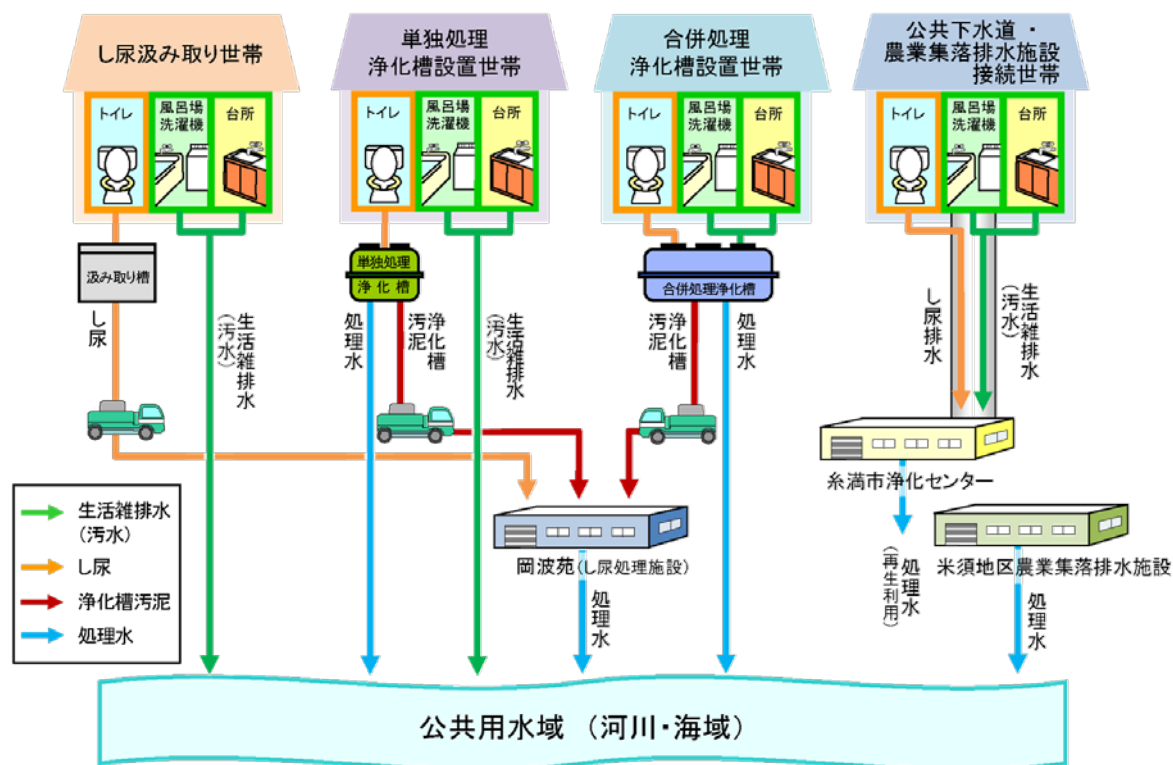
糸満市のごみの資源化の目標は、これも南部広域行政組合の目標に準じて、沖縄県の再生利用率よりも大きい 14.3%まで増加させることを目標とします。

■糸満市の生活排水の処理（計画書の59ページ）

生活排水は、家庭の台所やお風呂から排出される生活雑排水とトイレから排出されるし尿の2種類に分けられます。

市の生活雑排水は、公共下水道や農業集落排水施設へ接続している家庭は、それぞれの施設で処理され、処理水は再生利用されたり、海へ放流されたりしています。また、合併浄化槽が設置されている家庭では生活雑排水は浄化槽で処理され放流されていますが、汲み取り槽や単独浄化槽が設置されている家庭では、処理されずに放流されており、水質汚濁の原因にもなっています。

また、し尿は公共下水道と農業集落排水施設への接続している家庭は、それぞれの施設で処理され、合併浄化槽と単独浄化槽の家庭は浄化槽で処理されています。浄化槽からの汚泥は、浄化槽清掃業者により回収され、汲み取りし尿と併せて、南部広域行政組合の岡波苑し尿処理施設にて処理されています。



糸満市の生活排水の処理体制



岡波苑し尿処理施設



糸満市浄化センター



米須地区農業集落排水処理施設

・公共下水道や農業集落排水へ接続しましょう



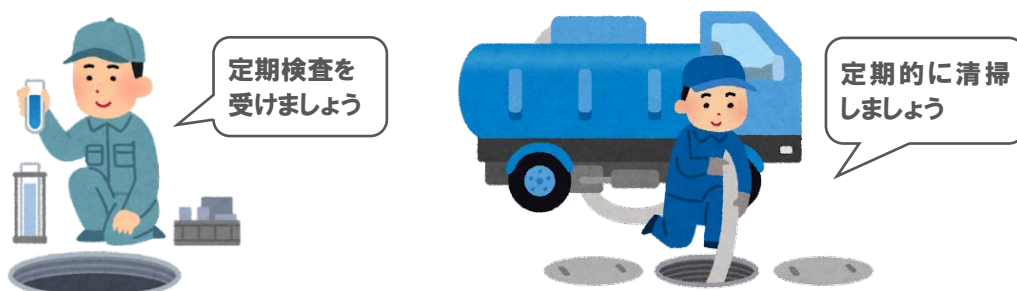
・食べ残しなどを排水として流さないようにしましょう



・お風呂の残り湯を洗濯や植木の散水に利用しよう



・浄化槽が設置されている家庭は、浄化槽の検査、清掃をきちんと受けましょう



※浄化槽の保守点検、清掃、定期検査は法律で義務付けられています